

令和 7（2025）年度 事 業 計 画

基本方針

我が国経済は、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり緩やかに回復が続くことが期待されている。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。政府においては、政策の基本として「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」の執行を目指し、また、日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行い、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待するとされている。

一方で我が国の少子高齢化の進展による労働力不足は深刻な問題となっており、シルバー人材センターには高齢者の就業や社会参加の促進を担う役割がより一層求められている。当センターとしても関係団体との連携により地域での就業機会を確保し、基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと高齢者の能力を発揮できる魅力ある組織として強化を図り、デジタル化を充実させ、情報収集や情報提供に努め、地域社会に貢献することを目指す。また、より効果的な公益活動が行われるよう本年4月から公益法人制度が改正され、当センターもこれに沿ったより自律的で透明性の高い法人運営に努めていく。

このような状況のもと、今年度は次に掲げる事業を実施する。

実施計画

1 会員の確保及び育成 【公益目的事業】

- (1) 市内の商業施設でのPR活動、地域版情報誌への情報掲載、会員サービスの充実等により会員の拡大を図る。

年度目標として会員数2,200人を目指す。

- (2) インターネット情報ツールを活用し、情報発信の充実を図る。
- (3) 会員増強策として夫婦会員制度を継続実施し、魅力のある組織づくりを目指し会員確保に取り組む。
- (4) 従来の入会説明会に加え、効果的な説明機会を設け、入会希望者の利便性の向上を図る。
- (5) 入会者増加に向け、姫路市やハローワークなどの主催する行事、高齢者が集うセミナーなどで、シルバー人材センターの魅力を市民にPRしていく。
- (6) 各種講習会の内容を充実させ、会員の資質向上及び育成を図る。
- (7) 会員募集チラシを市内関係団体において設置するとともに、センターによる配布などにより会員の拡大に努める。
- (8) 未就業会員への就業サポートを充実させるとともに会員の能力や適性にマッチした就業先の開拓に努めることにより退会者の抑制につなげる。

- (9) 会員相互の交流の機会を充実させ会員の仲間意識、所属意識を醸成し会員を確保する。
- (10) 会員によるシルバー人材センター事業の周知活動を継続して奨励し、会員紹介制度を充実させ新入会員を増加させる。
- (11) 4 連絡所においては、地域密着型の活動を展開し新入会員の確保に努める。

2 就業に関する情報収集、情報提供及び調査研究 〔公益目的事業〕

- (1) 会報「姫路しるばあ」及び「会員だより」を通して、会員及び関係団体等に種々の情報を提供する。また、会員の就業機会の確保や事業の普及啓発活動を推進するため、ホームページを最大限に利用しPRの強化を図る。
- (2) 常時、会員の適性や希望並びに就業先からの要請、新規就業先等の把握に努めることにより、会員及び就業先にとって最適のタイミングで就業を確保していく。
- (3) 姫路市、(公社)兵庫県シルバー人材センター協会(以下「兵シ協」という。)、(公社)全国シルバー人材センター事業協会(以下「全シ協」という。)等と連携し高年齢者の就業に関する情報を収集し、事業の充実に努める。

3 就業相談の実施 〔公益目的事業〕

- (1) 新入会登録手続き後、従来の就業相談に加えて、希望職種に沿った就業相談を「実施する。
- (2) 就業相談を毎月実施し、未就業者の解消に努め就業率の向上を図る。
- (3) 就業相談では、会員のニーズを把握し就業のミスマッチの防止に努める。
- (4) インターネット情報ツールを活用し、受注している未就業の仕事の情報を掲載することで就業促進を図る。

4 就業機会の確保及び提供 〔公益目的事業〕

- (1) 会員からの提案により会員自らが創意工夫する仕事を採用することで就業機会の拡大・確保を図る、提案型就業機会創出事業を実施する。
- (2) SDGs(持続可能な開発目標)の実現のため、センター及び会員ができることに積極的に取り組み、地域に根差した組織の発展を目指す。
- (3) 会員クラウドサービスを利用し、各種情報提供を行う。
- (4) 傾聴事業の周知を図るとともに、姫路市のふるさと納税返礼品として事業の拡大を目指す。
- (5) パソコン及びスマホの訪問指導事業の周知を図り、事業の拡大を目指す。
- (6) 空き家管理事業を市関係部署と連携し引き続きPRを行い、姫路市のふるさと納税返礼品として事業の拡大を目指す。
- (7) シルバー観光ガイド事業の運営改善を図り、事業の拡充を目指す。
- (8) 家事援助、子育て支援サービス事業について、就業に生かせる講習会を開催する。
- (9) サービス業等の人手不足分野、介護・育児などの現役世代を支える分野への派遣に

による就業の促進を図る。

- (10) 全シ協の「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に併せてリーフレットを全戸配布し、就業機会の増加に努める。
- (11) 事業所及び一般家庭に対してPR活動や役職員による就業開拓を積極的に行い就業機会の確保に努める。
- (12) 兵シ協が実施する一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施事業所として、会員のシルバー派遣事業への就業を支援する。
- (13) 兵シ協が実施する有料職業紹介事業の実施事業所として、職業紹介事業に取り組む。

5 安全・適正就業対策の推進（「事故0」を目指す）〔公益目的事業〕

- (1) 会員だよりの発行に併せて、「安全だより」を発行し、健康管理をはじめ事故防止の啓発記事を掲載し、会員の健康・安全意識の向上に努め、きめ細かな安全対策への取り組みを実施する。また、自己の身体機能を把握するために定期健康診断受診などを呼びかけ安全就業を確保する。
- (2) 適正な受託と就業のため、受注時には危険・有害作業等の峻別、現場確認等を行うなど事故の未然防止、担当職員による自主点検表を用いて適正就業に努める。
- (3) 「会員の就業制限に係る基準」に基づき安全就業を徹底し、会員の安全就業意識の向上、就業中の傷害事故及び賠償事故の防止に努める。
- (4) 安全パトロールの実施内容を強化し、会員に対する安全・適正就業の徹底を図る。重篤事故発生業務については、重点的にパトロールを実施する。
- (5) 事故が発生した場合においては、適宜現場検証を実施し、原因を調査の上、再発防止に努める。
- (6) 草刈り、植木剪定会員に対し、ヘルメット・安全帯等安全用具の着用及び安全就業基準の遵守を徹底する。
- (7) 刈払機除草作業においては、飛散の少ないチップソーを推奨し、防護ネットの徹底、作業前チェックの励行により事故の防止を図る。
- (8) 講習会等の機会を活用し、安全就業についての意識を高めるとともに、事故会員には講習会参加を強く呼びかけ全員参加を図る。
- (9) 自動車・自転車の交通安全講習会を実施するなど、会員の安全に対する自覚を促し意識の向上を図ることにより、就業途上、帰宅途上の交通事故減少を図る。
- (10) 安全就業強化月間（7月）を設定し、健康・安全に対する意識を高める。
- (11) 作業現場でチェーンソーを使用する会員については、講習会への参加を呼びかけ、作業時の保護衣着用の徹底を図る。
- (12) 会員の就業時間・就業期間の適正化を図る。
- (13) 会員就業時の経費の適切な立替処理を徹底する。
- (14) 転倒防止対策として、健康講座を開催し安全就業につなげる。

6 運営体制の充実強化〔法人としての一般事業〕

- (1) 理事会、部会を随時開催し、事業運営の最適化、就業機会の開拓、会員の確保及び安全・適正就業等、事業計画の着実な推進に向け組織的に取り組む。
- (2) 事務局と地域班長との連携を強化し、会員と一体となった組織運営に努める。
- (3) 地域社会への貢献活動としてボランティア活動を充実させ、会員の共働、共助意識の醸成に努める。
- (4) 国・県・市が実施する補助事業に積極的に取り組み、公共政策実現の一翼を担うとともに財政及び組織基盤を充実させる。
- (5) 職員の資質の向上を図り、その能力を最大限に引き出すため研修に参加し、適正な役割分担のもとに組織体制の強化を図る。
- (6) 職員の意識改革、コミュニケーションの向上、情報の共有化を推進することにより事務局全体の能力向上を図る。
- (7) センターを取り巻く環境の変化に敏速に対応し、適正な事業運営を目指す。
- (8) デジタル社会に対応するため、事務局の体制を強化しデジタル化を推進していく。

7 魅力あるセンターづくりの推進 〔共益事業〕

- (1) 本年は、当センターの創立50周年を迎えるため、記念事業を実施し、センターの更なる発展を目指す。
- (2) センター事業の目的や仕組み、事業活動を広く市民にPRするとともに会員相互の交流・親睦を深めるため、「姫路シルバーまつり」を開催する。
- (3) 会員福利事業としてバス旅行を実施し、会員間の交流・親睦を図る。